

第1章 研究の目的・方法と成果の概要

1. 本研究の目的

子どもによる携帯電話の普及率が加速度的に増加するにつれて、そのインターネット接続機能がもたらす負の側面であるネット危機は、子どもの安全と健康を大きく脅かすようになってきた。そのような高度情報通信社会において子どもたちが遭遇する新たな危険性を回避するために、文部科学省は次期学習指導要領において「情報モラル教育」の推進を掲げ、全国の小中学校及び高等学校での実施を強く求めている。

ただし本研究では、通常の「モラル教育」に加えて、子どもたちにネット危機を回避し、さらにネット危機に起因する様々な問題解決的な能力を育てることをねらいとする安全教育の必要性を痛感し、子どものネット危機に関わる教育の先進国である英国にならい、「ネット安全教育」という用語を用いて実践的な研究を行うことにした。

そこで本研究では、小中学生を対象としてこのようなねらいをもつネット安全教育の単元プランを試行的に開発し、そこでの特徴的な指導方法を明らかにして、これからのネット安全教育のあり方を実証的に探ることを目的とした。

2. 研究方法別に整理した本年度の研究成果

本年度は、2回の研究会を開催し、研究成果の共有化と研究実施計画の改善を行ってきた。また、メールなどで随時連絡を取り合って研究を進めた。研究成果は、次の5点である。

(1) ネット安全教育のための単元プランを開発した

まず、国内外の情報モラル教育及びネット安全教育（海外では、e-Safety Educationと呼ぶことが多い）の文献と授業資料を収集・分析して、2つの単元プランを試行的に開発することができた。一つは、小学校高学年を対象とした「ネット依存」をテーマとする単元であり、もう一つは中高校生を対象とした「ネットいじめ」をテーマとする単元である。

(2) それぞれの単元プランにおける特徴的な指導法を明らかにした

上記(1)で収集した資料を指導法の観点から分析した結果、ネット安全教育においては、いわゆる「参加型アクティビティー」と呼ばれる子どもによる体験や操作を中心とした学習活動が効果的であることがわかった。そこで、本研究会で開発した2つの単元においても、それぞれに、①ネット依存経験者へのインタビュー、②ネット安全活用宣言文の作成、③教材ビデオ視聴に基づく討論、④ロールプレイ法による再現寸劇の上演などを取り入れて、その効果的な指導法を明らかにすることができた。

(3) 小中学校での実践を通じた単元プランと指導法の効果検証を行った

まず、小学校は大阪府内公立Y小学校に実践を依頼し、5年生を対象として「ネット依存」をテーマにした授業を実施した（全4時間、2月下旬）。一方中学校では、大阪府内公立D中学校に実践を依頼して、「ネットいじめ」を含む夏休みに起きやすいネット危機全般についての理解を深める学習を行った（全1時間、7月下旬）。ただし本年度は子どもへの

アンケート調査による実証的な効果検証は行えなかったため、次年度の課題としたい。しかし、授業感想文においては、ネット安全教育を通じた安全意識の高まりを多くの児童生徒が指摘していた。

なお、本年度の授業研究の成果については、研究成果が十分でないことと、児童生徒の個人情報及び肖像権の保護に配慮し、公開を見合わせたい。

(4) 英国におけるe-Safety Educationの調査研究を行った

これについては、本研究の研究計画とは別に自主的に行ったものであるが、大変貴重な資料が得られたので、その成果をここで報告する。6月下旬に、英国・イングランド地方のネット安全教育に関わる政府研究機関（Becta）、警察機構（CEOP）、地方教育委員会（Worstershire）、学校（小学校1校、中高一貫校3校）、大学（Bath University）を訪問して、政府刊行物、研究資料、単元プラン資料、DVD教材、教師向け啓発パンフレットなどを収集するとともに、ネット安全教育の歴史、必要性、実態、今後の課題などについて多くの貴重な情報を入手することができた。これらの成果は、上記の3つの研究成果に十分反映させた。

(5) 資料分析による児童生徒の携帯電話の利用実態とネット犯罪の現状分析を行った

各種統計資料と海外の研究資料の分析により、児童生徒の携帯電話の利用実態と、子どもが加害者や被害者となったネット犯罪の現状分析を行い、そこからネット安全教育の実践指針を整理してまとめた。

3. 研究組織

本年度は、次のような研究組織で研究を行った。

氏名	所属	分担
田中 博之	大阪教育大学教授	研究の運営と総括及び理論研究
重松 昭生	守口市立八雲小学校教諭	授業実践とアンケート調査実践
鶴田 利郎	大阪教育大学大学院院生	アンケート調査の作成と統計処理
山下 真由	大阪教育大学大学院院生	教材開発と改善・検証
原 愛子	大阪教育大学大学院院生	教材開発と改善・検証

4. 今後の研究課題

次年度以降は、次のような課題をもってさらに研究を発展させて、実用的・実践的な研究成果をまとめて、全国の小中高等学校にひろく発信して成果の普及を図っていきたい。

- ① 単元プランを複数組み合わせ合わせたカリキュラムプランを開発する。
- ② 対象とする学校段階を高等学校にひろげて、新しい単元プランの開発と効果検証を行う。

- ③ 児童生徒アンケート調査を実施して、本格的な効果検証を行う。
- ④ より多くの参加型アクティビティーを開発してその効果的な指導のあり方を探る。
- ⑤ 研究組織を拡張して研究の深化・発展を図る。

第2章 ネット安全教育の理論と実践モデルの構成

この章では効果的なネット安全教育のあり方について、具体的に検討していくことにしたい。

1節 ネット安全教育のねらいと特徴／情報モラル教育を超えて

ネット安全教育とは、高度情報通信社会におけるネット危機及びネット犯罪の加害者にも被害者にもならないために必要な危機管理能力と自主的判断力を育てることをねらいとして、携帯電話とインターネットの危険性、そしてそれに関わる犯罪と健康被害の悲劇的な結果について実感を持って学ぶための参加型アクティビティーを取り入れた教育である。

したがって、ネット安全教育の主な対象者は21世紀のデジタル社会に生きる子どもたちであるが、広義には、子どもを持つ保護者、学校教育関係者、さらに携帯電話の利便性を享受するようになった高齢者や障害者を含めることもある。

ではより具体的に、こうしたねらいと特徴をもつネット安全教育についてみていこう。

(1) 子どもをネット危機の加害者にも被害者にもしない教育

まずネット安全教育がその存在意義として最も大切にしていることは、子どもたちを携帯電話とインターネットが生みだしたネット危機の加害者にも被害者にもしない教育を行うことなのである。

まず「加害者にしない」ということは、ネット安全教育が、それに類似する性教育や交通安全教育とは大きく異なる点であり、つまり、携帯電話を含むインターネット社会では、未成年の子どもたちが容易に法律を犯し、いつでも誰にでも精神的被害を与えうること、そしてそこからさらにネット社会と現実社会をつなげることで、実際に身体的被害や性的被害を与えたり財産を奪ったりすることができるようになったことを意味している。

言葉や写真を用いたネットいじめはもちろんのこと、コミュニケーション・サイトを介した誘い出しによる性的暴行や金品強奪、そしてネット・ショッピングを用いた詐欺行為など、最近の青少年が加害者となるネット犯罪は枚挙にいとまがないほどである。

さらに携帯電話を使った「犯行予告」などの事件では、小学校4年生の女子児童が社会的混乱を容易に引き起こしてしまうことに気づかされたことは記憶に新しい。

したがって、ネット安全教育がまず取り組まなければならないのは、子どもたちがこうしたネット犯罪の加害者にならないための教育なのである。その意味で、ネット安全教育は子どもに正しい行為のあり方を教えるモラル教育を超えて、犯罪抑止力を持つ教育でなければならないのである。

次に、ネット安全教育が子どもを「被害者にしない」とは、次の二つの点を意味している。

一つ目は、ネット被害を受けないために自己責任を取る予防的措置として、ネットの様々な誘惑に近づかないための自己コントロール力を育てなければならないことである。ネットの誘惑に近づいてしまうと、それだけネット被害に会う確率も高くなってしまう。例えば、コミュニケーション・サイトに書き込みをしたり、自己紹介サイト（プロフやブログ）を立ち上げて知らない人とメールを交換したり、さらにそうしたサイトを介して知ら

ない人に会うことで、ネット犯罪に巻き込まれる可能性が高まってしまう。

実際に法律に触れるネット犯罪の被害に会うだけでなく、有害サイトをみて精神的な不快感やゆがんだ快楽を覚えたり、また、友だちとの携帯電話を通したメールのやり過ぎで健康被害や精神依存を受けたり、そしてその結果学力低下や人間関係の破壊までが生じかねないのである。こうした健康と人間関係の問題に関わるネット被害は、いわゆるネット依存症と呼ばれて、大きな社会問題になっていることはいうまでもない。

もう一つの意味は、自己責任のあるなしに関わらず、残念ながら万が一にもネット犯罪の被害者になってしまった場合には、加害者を特定したり、被害を最小限に食い止めたり、さらには法的にネット被害の補償を求めたりするための法的な手段や、警察・教育行政・カウンセラーなどの相談機関への相談の仕方などについての知識を事前にしっかりと保護者とともに学んでおくことである。

この場合、自己責任がある場合とは、次のようなケースがあてはまるが、それは決して被害の対応をゆるめてよいという意味ではなく、あくまで本人に強い反省をうながす必要があるという意味である。それに加えて、教師や警察、保護者のアドバイス（不適切なネット活用に関する制止や禁止事項）を聞かない場合には、ネット被害者になりやすいという厳しく冷徹な事実を子どもたちに自覚させることも、ネット安全教育では必要なことである。

また、多くの場合に、ネットいじめは被害者本人の責任は全くなくても起きるものである。

[ネット被害において自己責任がある場合]

- ① 学校や保護者の禁止にも関わらずネットを介して知らない人に会った場合
- ② 有害サイトや違法サイトにアクセスして個人情報を提供した場合
- ③ フィルタリングやウイルス保護ソフトを導入していない場合
- ④ 時間や頻度の限度を超えてネットアクセスをした場合
- ⑤ 初めに自分からネットいじめやネット詐欺の加害者になっていた場合
- ⑥ 保護者の許可なく自己紹介サイトを立ち上げて個人情報を提供した場合
- ⑦ 保護者の許可なくネット・ショッピングをした場合

もちろん子どもを加害者にも被害者にもしないといっても、数時間の学校教育だけで、その後の人間の行動を完全に制御したり抑制したりすることはできないが、子どもを守る責任を負う大人たちが協力して、子どもたちがネット危機の加害者にならないことを心に誓わせて、そしてその後のネットライフにおいて、被害者にならないための主体的な判断力を持ち、万が一被害者になったときでもしっかりと危機対応行う能力を高めておくことをねらいとしたいのである。

子どもは、何の教育も受けなければ、やはりインターネットの甘い誘惑に負けてしまい、ネット依存症になったり、ネットいじめを気軽な気持ちで始めたり、携帯電話を介して知らない大人の人に会ってみたり、あるいは、お金を目的とした詐欺行為や暴行を働く可能性が高まったとしても無理もないことである。

しかし大人が責任を持って、ネット社会で人間として「してよいこととしてはならない

こと」を毅然として教え、ネット犯罪の加害者や被害者になることの悲劇的な結末についても隠さずに伝え、さらに、自分とすべての他者の人権、身体、財産、健康、精神を尊重し守ることの大切さを実感させることが、これからのネット社会を子どもたちが豊かに生きるためには必要不可欠なことなのである。

以上の論点をまとめるならば、理想的に、ネット安全教育は、子どもたちにとって犯罪抑止力と自己防衛能力を育てる教育でなければならないということである。したがって、その基盤においては、携帯電話やインターネットの適切な活用法を教える情報モラル教育から始めるとしても、それを越えて、さらに子どもたちにネット社会を生き抜く危機管理能力を身につけさせる予防教育と対応教育の両面を備えたネット安全教育が必要になってきているといえる。

(2) 四大ネット被害を考える安全教育の必要性

ネット上での犯罪の被害やネットを介した犯罪の被害は多種多様であり、その過激さはますます程度を増している。

そこで子どもたちの携帯電話とインターネットに関わる安全を守るためのネット安全教育においては、こうした多様なネット危機やネット被害をできるだけ幅広く扱うことによって、子どもたちにそれへの備えをさせておくことが大切である。

しかし実際には、学校でネット安全教育を実施する時間数が現実的に10時間を超えない程度であることを考えると、各学年においては、一種類のネット危機を扱うだけで精一杯になる。

そこで、本書で提案するネット安全教育では、子どもたちに考えさせるネット危機やネット犯罪の種類を、大きく次の4種類に分類してとらえさせて、そのカリキュラム化を図りたいと考えている(図2-1参照)。

ただしこの図の中で注意したいのは、ネットいじめは、学校の友だち同士で発生した場合には、容易に実際の教室でのいじめに転化していくことになるため、ネット上のいじめは放置しておいてよいということにはならない。

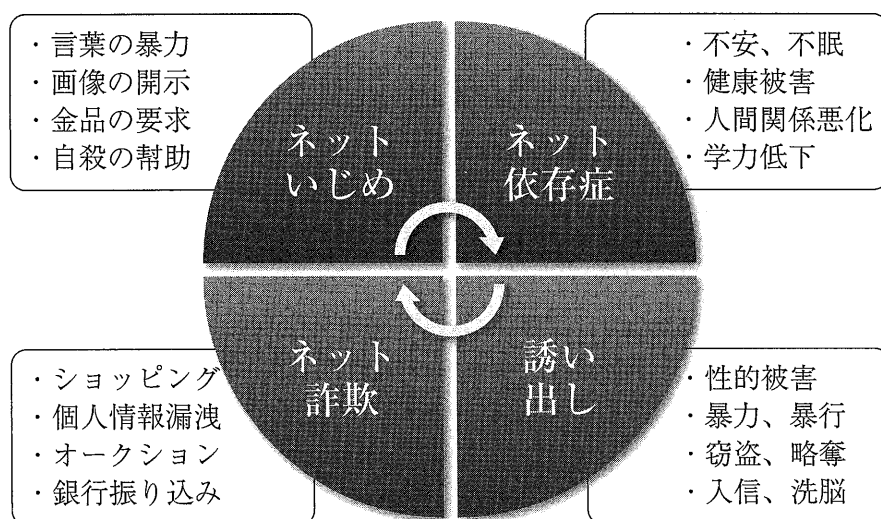


図2-1 ネット安全教育で扱う四大ネット危機

このようにして、ネット危機やネット犯罪を、①ネットいじめ、②ネット依存症、③誘い出し、そして④ネット詐欺の4種類に整理してみた。こうしてみると、改めて子どもたちが被害者となるネット危機がいかに多様で複雑化しているかを理解することができるだろう。

つまり、子どもたちは今、携帯電話を自由に使いこなすことができるようになったが、それは、子どもたちを夜の繁華街に置き去りにして、信用できる大人のふりをした犯罪者の誘惑にさらすことになるのである。また、携帯電話やパソコンを通したインターネット接続は、すべてのサイバー犯罪を子どもの手のひらに載せてしまうことになるのである。

そして、この四大ネット危機は、子どもたちの健康・精神・身体・財産の安全を脅かし、それらへの被害を与えることにつながるのである。したがって、まず何よりもネット安全教育は、こうした四大ネット危機を教育内容として取り扱わなければならないといえる。

(3) 親や教師が知らない秘密の道具になる携帯電話

しかしこうした危険なネット危機が子どもたちに与える被害は、親や教師がネット危機の実情やネット被害を防ぐテクノロジーについての理解不足によって増幅されることが大きな問題なのである。

しかし携帯電話のテクノロジーは、まさに日進月歩であり、未成年が持つ携帯電話の普及率は、日本とアメリカ合衆国やイギリスとの間に大きな違いはないが、日本だけに特異であるのは子どもが所有する携帯電話からでも容易に容量無制限で安価にインターネット接続が可能になることである。

このインターネット接続技術によって、携帯電話は子どもにとって勝手気ままな秘密の危険な遊び場となったのである。したがって、たんに「学校に持ち込ませない」「買わせない」だけでは、真に問題解決につながらないのは明らかなことである。

なぜなら、携帯電話を学校に持ち込ませなくても、家庭や街角で子どもたちは自由気ままに携帯電話を操作して、ネット危機の誘惑をもてあそんでいるのが事実だからである。また、未成年の購入や所有を制限しても、未成年の喫煙と同様にいとも簡単に、子どもたちは親や知り合いの大人と交渉して携帯電話を使わせてもらったり、家のパソコンやインターネット・カフェからコミュニケーション・サイトにアクセスして知らない大人と出会う約束をしたりすることができる。

もう一つ考えておかなければならないのは、若者が生み出すマンガやゲーム、アイドルなどのサブカルチャーである。それぞれのサブカルチャーは必ずしも青少年にとって適切で適度な利用であれば問題はないが、それがネット上での犯罪や健康被害の誘因になってしまうことが問題なのである。

例えば、同じ若者文化の同好同士のコミュニケーション・サイトで知り合って意気投合したからといって、誘い出しにのっていると相手は高校生になりすました悪意ある大人かもしれないのである。また、希少なマンガ本を買うためにネット詐欺にだまされたり、オンラインゲームにはまってしまいネット依存症になってしまったりすることも少なくないのである。

このような状況を見てみると、問題は携帯電話を子どもから取り上げるだけでは解決しないことがここでも明らかになる。つまり、こうした青少年にとって魅力的なサブカルチ

ヤーがある限り、そしてそれを入手したりそれについて話し合う友だちを求めたりすることが青少年の喜びになる限り、一つのアクセス経路を断ち切っても、必ず子どもたちは別の方法を見出してこうした若者文化を楽しみ続けようとするのである。

しかしながら、子どもたちのサブカルチャーもそれ自身を禁止することは現実的ではない。

したがって必要なことは、やはり「隔離による教育」や「隠蔽による教育」を行うのではなく、保護者や地域の大人を組み入れた「開かれたネット安全教育」を広範囲に実施することに他ならない。より具体的には、保護者と子どもの討論会を授業で実施したり、保護者と子どもが共同して家庭で守る携帯電話の活用ルールを設定したり、あるいは学校AUP (Acceptable Use Policy) を保護者と子どもと教師が共同して宣言することが大切である。

そうしなければ、必ず親は子どもに「理解ある親」と思われたい一心で、いとも簡単にネット犯罪とネット被害の秘密の抜け穴を用意してしまうだろう。

このようにして、ネット安全教育には、「大人が知らない世界を教育する難しさ」が存在するために、親教育を含めた学校教育の見直しが求められているといえる。

(4) テクノロジーだけではネット犯罪を防げない (広義の教育の必要性)

ネット安全教育の普及と成果を妨げているもう一つの要因に、テクノロジーへの過信があるといえる。具体的には、青少年が所持する携帯電話と青少年が活用する家庭用パソコンに対するフィルタリング・テクノロジーの義務化と家庭用パソコンへのウイルス撃退ソフトウェアの導入によって、ネット被害はほぼ防げるという安易なテクノロジー神話があることが問題なのである。

確かにこの2点は、必要不可欠なものである。しかし、それにも次の2点で抜け道はいくらでも作られるのである。

一つ目の抜け道は、フィルタリングは、産業界の要望や保護者の家庭教育の甘さによっていくらかでも低レベルのものになったり、外したりできるものだからである。

もう一つの抜け道は、先に述べたことと同じようにして、子どもたちはいとも簡単にフィルタリングがかかっていない大人の携帯電話を使うことができるし、また、自分の専門的な知識でパソコンに親がかけたフィルタリング機能など外してしまうことができるのである。

このようにして、いかにフィルタリング・テクノロジーが機能的に進歩したとしても、それとテクノロジーを無力化しようとする子どもや大人の能力の進歩はたちごとこのようなものである。したがって、テクノロジーの進歩や義務化は必要であることに疑いはないが、しかしそれと同時にネット安全教育の力で大人が毅然とした態度と良質な教材で、ネット犯罪やネット依存症の危機を教えない限り、子どものネット被害は防げないのである。

ただし繰り返すようであるが、子どものネット被害を防ぐためには、テクノロジーの進歩は必要不可欠なものであり、例えば今後ますます学校におけるモニタリング技術の普及や、携帯電話からのアクセスを特定する技術の普及が必要であることはいままでもない。前者は、子どものネット活用における主体的判断力を育てるために必要であり、後者は、

ネット犯罪者の特定とネット被害者の救済、そしてネット加害者の犯罪抑止のために必要である。

(5) 子どもの危機管理能力を育てるネット安全教育

それでは、これまでの論点を整理して、ネット安全教育で育てたい力をまとめてみることにしよう。

ネット安全教育において最も大切な育てたい力は、危機管理能力である。では、その危機管理能力とは、いったいどのような力なのだろうか。それは、次のような4点からなる。

- ・加害者になるデメリットを理解することができる
- ・被害者にならない知恵と配慮を身につけている
- ・被害を最小に食い止める方法を実行できる
- ・法律と相談窓口についての知識や情報を活用することができる
- ・大人と相談して被害に関わる問題解決に取り組むことができる

このような能力が子どもにまで必要になったのは、現代社会が、個人にとっても組織にとっても危機管理能力が問われる社会になったからである。つまり、自分自身に降りかかってくる災害や犯罪を回避するだけでなく、自分が所属する組織を様々な危機から守るために、予防・対応・再発防止のすべての段階において適切な行動をとることが、ますます必要になっている。

学校においてもそれは例外ではない。子どもの事故や問題行動への対処だけでなく、教員間のトラブルの予防と解決、保護者や地域への対応などの多くの面において、今日、管理職を始めとしてすべての教員の危機管理能力の向上が求められている。

確かに、管理職や教員には、この問題に関して、すでに公的な研修の機会が保証されているが、まだ子どもたちが自覚を持って主体的にどのようにして危機管理に立ち向かえばよいのかについて十分な検討がなされていない状況にある。

そこで21世紀の新しい学力の一つに、この危機発生頻度が高くなった社会を安全に生きる力として、子どもの危機管理能力を含ませたいのである。

1) 危機管理とは何か

まず、危機管理という用語の意味について見てみよう。危機管理とは、日本のリスク・マネジメント学の専門家である武井勲によれば、「組織の使命に沿って、リスクと不確実性のもたらす悪影響を、リスクの確認、測定、リスク処理技術の選択、実施および統制のプロセスを通じ、極小のコストで極小化するマネジメントにおけるセキュリティ機能である。」と定義されている。(注1)

このことから、危機管理のプロセスを計画的に実行する必要性が読みとれる。通常、危機管理は、以下の3つの段階で行われるとされている。3つめの再発防止は、基本的に予防と機能的には似ているが、同じ問題を繰り返さないという意味で、特別な意義もっている。

1 危機の予知と予防

2 緊急対応と問題解決

3 問題の再発防止

一方、学校教育の分野においては、「学校教育に関して生じる事件や事故そのものを防止し、あるいはその被害を最小限に食い止めるための措置（予防的措置）および、生じてしまった事件や事故に対する善後策に関する経営行為」と定義されている。（注2）

どちらの定義も、危機管理の重要性と特徴をよくとらえているが、これからより重要になるのは、21世紀の自己責任の時代において、子どもたちが学校教育との関連で生じる様々な危機をどう乗り越えていくかという観点から、子どもたちが身につけるべき危機管理能力を明確にして、それを育てるカリキュラムを実施することではないだろうか。

では、学校教育の中で、子どもたちが遭遇する可能性のある危機にはどのようなものがあるだろうか。

（危機発生領域）

- 1 健康（肥満、摂食障害、生活習慣病）
- 2 情報（インターネット犯罪・ケータイ犯罪）
- 3 性（性被害、セクハラ、ネット誘引）
- 4 校外（事故、非行、暴力）
- 5 校内（不登校、いじめ、暴力）
- 6 学習（骨折、傷害、事故）
- 7 社会（物損、対人加害）

これだけで全てを尽くしているとはいえないが、このような領域を見て気づくのは、この中にほぼ全ての総合的な学習のテーマが含まれているということである。健康や情報といったそのもののテーマもあれば、性教育や人権教育として実施されているもの、校外での調査活動や職場体験学習などの社会参加活動に関わるものもある。

つまり、21世紀の学校カリキュラムにおいて中心となる「総合的な学習の時間」の導入によって、まさに子どもたちの危機管理能力の育成が重要課題になってきたといえるのである。

2) 子どもがリスクマネージャーになる

そこで、21世紀の学校においては、子どもたちを、「リスクマネージャー」として育てることを提案したいのである。そのために、次に整理するような危機管理のスキルを明確にして、「総合的な学習の時間」において計画的なカリキュラムプランのもとに、しっかりとした「危機管理教育プログラム」を各学校において実施して欲しいのである。

つまり、子どもたちが危機から自分を守り、友だちを守り、そして人に危害を加えないようになるための危機管理教育が必要なのである。

3) 危機管理能力とは何か

では、危機管理能力にはどのような項目が考えられるだろうか。ここでは試案であるが、次のような20項目を考えてみた。

（予知・予防能力）

- 1 予兆の察知

- 2 慎重な態度
- 3 自己改善への積極性や柔軟性
- 4 鍛えられ自覚のある主体性
- 5 基本的な生活習慣と自己統制
- 6 規範意識
- 7 子ども集団の自治能力
- 8 人権意識
- 9 マニュアルを理解する力
- 10 応用事例を理解する力

(緊急対応・問題解決能力)

- 11 人に相談する姿勢
- 12 人と連携する態度
- 13 連絡と情報提供、自己開示
- 14 問題場面での冷静さ
- 15 対応行動の迅速さ
- 16 問題解決へのチームワーク
- 17 事態の説明能力
- 18 危険度のレベル別把握

(問題の再発防止能力)

- 19 共同での抑止力
- 20 自己感情の抑制とコントロール

以上の項目について一つひとつ具体的な解説を行う紙面はないが、まとめていうならば、子どもたちが、自覚を持って主体的に危機の予防に努め、一旦危機が生じたならば友だちや教員の協力を得ながら冷静かつ迅速に対応行動をとれるようになることが大切である。さらに、問題の再発を防止するためにも、友だち同士で協力したり、自己の弱点を改善したりするような姿勢や努力が求められる。

4) 危機管理能力を育てる方法

それでは簡単ではあるが、子どもたちの危機管理能力を育てる方法について考えてみたい。実際に危機を完璧に防止することは不可能であるが、多くの方法を組み合わせて、全教員の計画的な指導によって、問題発生の確率を最小限に食い止めるような努力を望みたい。

もちろんこれまでも、危機管理教育にあてはまるものとして、人権教育、性教育、健康教育、安全教育、金銭教育などが行われてきた。これからは、より体系的に多くの時間をかけて、「総合的な学習の時間」でのカリキュラム化を行い、子どもたちの体験的な活動の過程でも、タイムリーな指導を挿入していくことが大切である。

さらに、より具体的には次のような学習活動が考えられる。

- 1 ビデオや文献での多様な危機発生事例の学習
- 2 校外学習のための事前指導の充実
- 3 校外での連絡用携帯電話の携行

- 4 危機再発防止キャンペーン（討論会、啓発ポスター）の実施
- 5 子ども用危機管理マニュアルの作成と活用
- 6 保護者会での危機管理マニュアルの説明
- 7 危機管理能力チェックシートによる自己評価の実施

これ以外にも、地域との連携や保護者の協力によって、総合的な学習での校外活動へのサポート体制を充実させたり、各学校での学校評議員に弁護士の卒業生を任命したり、さらには、警察や弁護士会、消防に学校での講習会やワークショップセミナーの開催を依頼するなどの総合的な対応策の立案と実行が効果的である。

もちろん、起きてはならないことであるが、万が一の問題発生に備えて、様々な学習保険のあり方を検討して、行政、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たして欲しいものである。

5) 教育目標としての危機管理能力の明確化

以上の考察を元にして表2-1に、ネット安全教育でつけたい力を整理してまとめてみた。ここではつけたい力を整理するための枠組みを次のように考えている。一つ目の整理枠は、絶対評価の評価観点に合わせて、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つに分けていることである。ただし、力のレベル差を示す判断基準までを示すことは教育内容の性質からいって難しいので示していない。二つ目は、後節で述べるように、ネット安全教育でつけたい力の中心は「危機管理能力」であるので、その内訳を示す「予防・問題解決・再発防止」という4つの機能を分かりやすく示すようにしたことが特徴である。

こうした「危機管理能力」を軸としたつけたい力の評価規準の作成は、これまでの情報モラル教育にはなかったものである。

さらに工夫したことは、危機管理能力の下位項目として、ネット社会の誘惑に負けない力としての自己コントロール力、ネット関連の法律遵守をしようとする遵法精神、ネット犯罪がもたらす加害者への処罰や被害者の苦しみを創造しようとする洞察力と実感の伴った理解、さらにはパソコンへのウイルス攻撃などを防止するセキュリティー・テクノロジーを導入するための技能などを豊かに含み持つようにしたことである。こうしたネット安全教育でつけたい力の構造モデルを、図2-2に示したので参考にして欲しい。

このような能力目標の構造を、子どものネット関連の危機管理能力を中心として定義する試みは、まだわが国では少数派であるが、次章で解説するように、ネット安全教育の先進国であるイギリスでは最も大切にされている考え方であることに注目しておくことが必要である。なぜなら、今後世界の国々のネット安全教育は、おそらくイギリス型の教育目標の設定が中心になると予想されるからである。

もちろんわが国独自の教育のあり方を提案すること自体は悪いことではないが、子どもの危機管理能力を育てる教育を行うことをせず、ただ「買わせない」「持たせない」「持ち込ませない」といって「非携帯三原則」を提案しているだけでは、結局は子どものネット被害を防げない教育機能不全症と見なされるだけであろう。

表 2-1 ネット安全教育でつけたい力の評価規準

評価観点	評価規準	機能
関心・意欲・態度	① ネット危機の具体例について真剣に学ぼうとしている。	予防、再発防止
	② ネット危機に近づかずまたネット関連の法律を守るよう日常生活を見直している。	予防、再発防止
	③ フィルタリング機能を外さず、またセキュリティを守る工夫をしている。	予防、再発防止
	④ ネット上の様々な誘惑に負けずに、普段から正しいネット利用をしている。	予防、再発防止
思考・判断	⑤ ネット犯罪が発生する原因、状況、背景を考え出すことができる。	予防
	⑥ どのようなネット上の情報や行動が危険かを判断することができる。	予防
	⑦ ネット犯罪を防ぐための方法について友だちと考え出すことができる。	問題解決
	⑧ ネット上での不適切な行為が、どのような被害と処罰につながるのか予想できる。	予防、再発防止
技能・表現	⑨ セキュリティー・ソフトのインストールと定期更新ができる。	予防
	⑩ 自分の日常生活での安全なネット上の行動基準を作ることができる。	予防
	⑪ 他者を尊重し、個人の尊厳を守ったメールのやりとりができる。	予防、再発防止
	⑫ ネット被害を受けたときには、分かりやすく状況を大人に説明することができる。	問題解決
知識・理解	⑬ ネット犯罪の関連法令や処罰の内容について具体的に知っている。	予防、再発防止
	⑭ ネット被害にあったときに大人に相談する方法を複数知っている。	問題解決
	⑮ ネット依存症になる原因やその対策について知っている。	予防、再発防止
	⑯ ネット被害の悲惨さや被害者の苦しみについて具体的に理解している。	予防、再発防止

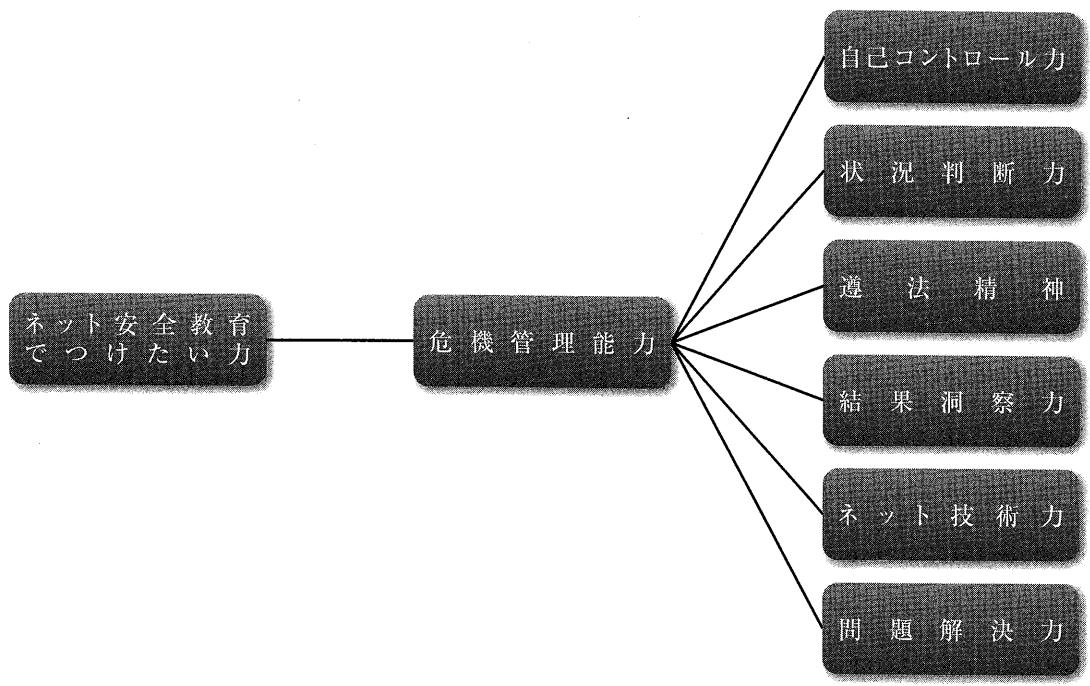


図2-2 ネット安全教育でつきたい力の構造モデル